

発室発第119号
令和4年12月15日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

令和4年10月14日付け発室発第79号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

別紙

東海第二発電所

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

日本原子力発電株式会社

目 次

1. 補正項目
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

1. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
<p>II. 工事計画</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2 換気設備</p> <p>2.3 緊急時対策所換気系</p> <p>(3) 主配管</p> <p>・常設</p> <p>5 放射線管理施設に係る工事の方法</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>III- I. 工事工程表</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>IV. 変更の理由</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>V. 添付書類</p> <p>V-1 説明書</p> <p>V-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>V-1-1-4-6-22 設定根拠に関する説明書(緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用送風機(東海, 東海第二発電所共用))</p> <p>V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定</p> <p>V-2 耐震性に関する説明書</p> <p>V-2-8-3-3-3 緊急時対策所非常用送風機の耐震性についての計算書</p> <p>V-2-8-3-3-4 緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震性についての計算書</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-8-1-3-2 緊急時対策所換気系ダクトの強度計算書</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。</p>

2. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

令和4年10月14日付け発室発第79号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、「Ⅱ. 工事計画」、「Ⅲ－Ⅰ. 工事工程表」、「Ⅳ. 変更の理由」、「Ⅴ-1 説明書」、「Ⅴ-2 耐震性に関する説明書」及び「Ⅴ-3 強度に関する説明書」の記載の適正化を行うため補正する。

なお、特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更内容については、令和4年11月16日付け原規規発第22111610号にて認可された工事の計画によるものとし、本補正には反映しない。

3. 補正前後比較表

【要目表】6 放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管

変更前 (2022年10月14日申請)										変更後										変更理由						
名称	変更前					変更後					名称	変更前					変更後					変更理由				
	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質		最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	壁厚 (mm)	材質					
放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材質(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。) ・常設	給気口 ～ 緊急時対策所非常用フィルタ装置 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /355.6 /11.1 *1	STS410 STS410	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1	STS410 STS410 SUS304	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	記載の適正化 (マスキング枠 の修正)				
	緊急時対策所 非常用フィルタ装置 ～ 緊急時対策所非常用送風機 (東海、東海第二発電所 共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1	STS410 STS410	緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1 /165.2 /7.1 *1	STS410 STS410 STS410 STS410	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1 /165.2 /7.1 *1	STS410 STS410 STS410 STS410	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6
緊急時対策所 非常用送風機 ～ 建屋空調機棟室、非常用換気設備室 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	860 (差圧) *2	40 *2	165.2	7.1 *1, *3	SGC	建屋空調機棟室 給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2 × 501.2	0.6 *1	SGC	建屋空調機棟室 給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2 × 501.2	0.6 *1	SGC	501.6 × 501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化 (マスキング枠 の修正)					
放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材質(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。) ・常設	給気口 ～ 緊急時対策所非常用フィルタ装置 (東海、東海第二発電所共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /355.6 /11.1 *1	STS410 STS410	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1	STS410 STS410 SUS304	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	記載の適正化 (マスキング枠 の修正)				
緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 ～ 建屋空調機棟室、非常用換気設備室 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 (差圧) *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1 /165.2 /7.1 *1	STS410 STS410 STS410 STS410	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	緊急時対策所 緊急時対策所非常用送風機 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	5.6 *2	40 *2	355.6 11.1 *1, *3 /355.6 /11.1 *1 /318.5 /10.3 *1 /165.2 /7.1 *1	STS410 STS410 STS410 STS410	60 *2	変更なし	変更なし	458.0	1.2 *1 *1 *6	SUS304	記載の適正化 (マスキング枠 の修正)				
緊急時対策所 非常用送風機 ～ 建屋空調機棟室、非常用換気設備室 及び緊急時対策所(災害対策本部) (東海、東海第二発電所共用)	860 (差圧) *2	40 *2	165.2	7.1 *1, *3	SGC	建屋空調機棟室 給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2 × 501.2	0.6 *1	SGC	建屋空調機棟室 給気ダクト分岐部その1 (東海、東海第二発電所共用)	0.60 *2	40 *2	501.2 × 501.2	0.6 *1	SGC	501.6 × 501.6	0.8 *1	SSCC	記載の適正化 (マスキング枠 の修正)					

【要目表】6 放射線管理施設 2 換気設備 2.3 緊急時対策所換気系 (3) 主配管

変更前 (2022年10月14日申請)										変更後										変更理由	
(続き)										(続き)										記載の適正化 (マスキング枠 の修正)	
変更前					変更後					変更前					変更後						
名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 ^{*1} (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 ^{*1} (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名	称	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (℃)	外 径 ^{*1} (mm)	厚 さ (mm)		材 料
緊急時 対策 所 換 気 系	2階電気品室 ～ 還気ダクト合流部その6 (東海, 東海第二発電所共用) 緊急時対策所 (災害対策本部) ～ 還気ダクト合流部その17 (東海, 東海第二発電所共用) 食料庫及び緊急時対策所 (宿泊・休憩室) ～ 還気ダクト合流部その8 (東海, 東海第二発電所共用) 災害対策本部空調機械室 ～ 還気ダクト合流部その7 (東海, 東海第二発電所共用) 還気ダクト合流部その17 (東海, 東海第二発電所共用) 還気ダクト合流部その9 (東海, 東海第二発電所共用)	0.60 (差圧) *2	40*2	201×201	0.5*1	SGC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	251.2×151.2	0.6*1	SGCC	緊急時 対策 所 換 気 系	変更なし	0.6*1	251.2×151.2	0.6*1	SGCC		記載の適正化 (マスキング枠 の修正)
		0.60 (差圧) *2	40*2	251×251	0.5*1, *2	SGC		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	251.2×251.2	0.6*1	SGCC								
		0.60 (差圧) *2	40*2	751.2×751.2	0.8*1	SGC		変更なし	1.10 (差圧) *2	変更なし	751.6×751.6	0.8*1	SGCC								
		0.60 (差圧) *2	40*2	701.2×701.2	0.6*1, *2	SGC			変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	701.6×701.6	0.8*1		SGCC						
		1.10 (差圧) *2	40*2	703.2×703.2	1.6*1, *2	SS400		変更なし	1.10 (差圧) *2	変更なし	704.6×704.6	2.3*1	SS400								
		0.60 (差圧) *2	40*2	702×702	1.0*1, *2	SGC			変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	351.2×351.2	0.6*1		SGCC						
		0.60 (差圧) *2	40*2	351×351	0.5*1, *2	SGC		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	351.2×351.2	0.6*1	SGCC								
		0.60 (差圧) *2	40*2	451×451	0.5*1, *2	SGC			変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	354.6×354.6	2.3*1		SS400						
		0.60 (差圧) *2	40*2	401×401	0.5*1	SGC		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	2.3*1	SS400								
		1.10 (差圧) *2	40*2	702×702	1.0*1, *2	SGC			変更なし	1.1*1, *2	変更なし	11.1*1, *2	1.2*1*1*2		変更なし						
0.60 (差圧) *2	40*2	701.2×701.2	0.6*1, *2	SGC	変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410											
0.60 (差圧) *2	40*2	351×351	0.5*1	SGC		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410										
0.60 (差圧) *2	40*2	351	0.5*1	SGC	変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	SUS304											
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1	STS410		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410										
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1	SUS304	変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410											
0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410		変更なし	0.60 (差圧) *2	40*2	355.6	11.1*1, *2	STS410										

【工事の方法】6 放射線管理施設 2 換気設備 5 放射線管理施設に係る工事の方法

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項 次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 ① 溶接施工法に関すること ② 溶接士の技能に関すること <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項 次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 ① 溶接施工法に関すること ② 溶接士の技能に関すること <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 	<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項 次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 ① 溶接施工法に関すること ② 溶接士の技能に関すること <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 <p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査は、技術基準第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号、並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(以下「技術基準解釈」という。)に適合するよう、以下の(1)及び(2)の工程ごとに検査を実施する。</p> <p>(1) あらかじめ確認する事項 次の①及び②については、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に、「日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 (JIS S NBI-2007)以下「溶接規格」という。)第2部 溶接施工法認証標準及び第3部 溶接士技能認証標準」に従い、表2-1、表2-2に示す産産を行う。その際、以下のいずれかに該当する特殊な溶接方法は、その確認事項の条件及び方法の範囲内で①溶接施工法に関することを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月以前に旧電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(昭和45年通産省令第81号)第2条に基づき、通産省大臣の認可を受けた特殊な溶接方法。 ・平成12年7月以降、一般社団法人日本溶接協会又は一般社団法人電設設備技術検査協会による確性試験により適合性確認を受けた特殊な溶接方法。 ① 溶接施工法に関すること ② 溶接士の技能に関すること <p>なお、①又は②については、既に、以下のいずれかにより適合性が確認されているものは、主要な耐圧部の溶接をしようとする前に表2-1、表2-2に示す検査は要さないものとする。</p> <p>① 溶接施工法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日以前に電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき国の認可証又は合格証を取得した溶接施工法。 ・平成12年7月1日から平成25年7月7日に、電気事業法に基づき溶接事業者検査において、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・平成25年7月8日以降、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づき、各設置者が技術基準への適合性を確認した溶接施工法。 ・前述と同等の溶接施工法として、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)における他の施設にて、認可を受けたもの、溶接安全管理検査、使用前事業者検査等で溶接施工法の確認を受けたもの又は客観性を有する方法により確認試験が行われ判定基準に適合しているもの。ここで、他の施設とは、加工施設、試験研究用等原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、特定第一種廃棄物処理施設、特定廃棄物管理施設をいう。 <p>② 溶接士の技能に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準によって認定されたものと同等と認められるものとして、技術基準解釈別記-5に示されている溶接士が溶接を行う場合。 ・溶接規格第3部 溶接士技能認証標準に適合する溶接士が、技術基準解釈別記-5の有効期間内に溶接を行う場合。 	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化(括弧の追加)</p>

N72 表① II R0

N72 表① II R1

Ⅲ－Ⅰ．工事工程表

変更前 (2022年10月14日申請)		変更後		変更理由
Ⅲ－Ⅰ．工事工程表				
項目	年月	2022年度	2023年度	2024年度
		2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月		
放射線管理施設				
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備				
<p> <input type="checkbox"/> : 現地工事期間 <input type="checkbox"/> : 構造、強度及び漏えいに係る検査 <input type="checkbox"/> : 機能及び性能に係る検査 <input type="checkbox"/> : 品質マネジメントシステムに係る検査 注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。 </p>				
Ⅲ－Ⅰ．工事工程表				
項目	年月	2022年度	2023年度	2024年度
		2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月		
放射線管理施設				
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備				
<p> <input type="checkbox"/> : 現地工事期間 <input type="checkbox"/> : 構造、強度及び漏えいに係る検査 <input type="checkbox"/> : 機能及び性能に係る検査 <input type="checkbox"/> : 品質マネジメントシステムに係る検査 注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。 </p>				
				記載の適正化 (現地工事及び検査時期の見直し)

IV. 変更の理由

変更前 (2022 年 10 月 14 日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線管理施設のうち換気設備の緊急時対策所換気系の主配管，緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置について、<u>請負会社の変更に伴い、配管仕様、構造及び原動機の出力を変更する。</u> 2. その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の逃がし安全弁用可搬型蓄電池について、製造会社の事業停止に伴い、同等性能を有する別製造会社製の蓄電池に仕様を変更する。 3. 適正化が必要な箇所が認められたため、以下のとおり変更を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備に係る使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表の適正化 (2) 原子炉冷却系統施設のうち竜巻の影響に対する防護対策施設の扉に係る基本設計方針の適正化 (3) その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備に係る防潮扉 2 の要目表の適正化 	<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射線管理施設のうち換気設備の緊急時対策所換気系の主配管，緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置について、<u>現場施工設計の結果、緊急時対策所換気系の配管の配置を見直す必要が生じたことに伴い、緊急時対策所換気系の圧損が増加するため、居住性確保の観点から要求される換気量が確保できるよう緊急時対策所非常用送風機の構造を変更する。また、緊急時対策所非常用送風機の構造変更に伴い、緊急時対策所換気系全体の設計を見直したことから、緊急時対策所非常用フィルタ装置の構造及び主配管の改造（仕様変更）を行う。</u> 2. その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備の逃がし安全弁用可搬型蓄電池について、製造会社の事業停止に伴い、同等性能を有する別製造会社製の蓄電池に仕様を変更する。 3. 適正化が必要な箇所が認められたため、以下のとおり変更を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵設備に係る使用済燃料乾式貯蔵容器の要目表の適正化 (2) 原子炉冷却系統施設のうち竜巻の影響に対する防護対策施設の扉に係る基本設計方針の適正化 (3) その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設の外郭浸水防護設備に係る防潮扉 2 の要目表の適正化 	<p style="text-align: center;">記載の適正化 (変更の理由 の明確化)</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由																																																				
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 90%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 概要</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2. 基本方針</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>3. 説明書の構成</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ロ 発電用原子炉施設の一般構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 耐震構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-1</td> </tr> <tr> <td> (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 耐津波構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-21</td> </tr> <tr> <td> (ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) その他の主要な構造</td> <td style="text-align: right;">ロ-50</td> </tr> <tr> <td> (i) a. 設計基準対象施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (c) 火災による損傷の防止</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (d) 溢水による損傷の防止</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 非常用冷却設備</td> <td style="text-align: right;">ホ-1</td> </tr> <tr> <td> (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td> b. 重大事故等対処設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> チ 放射線管理施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 屋内管理用の主要な設備の種類</td> <td style="text-align: right;">チ-1</td> </tr> <tr> <td> (v) 換気空調設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) その他の主要な事項</td> <td style="text-align: right;">ヌ-1</td> </tr> <tr> <td> (vi) 緊急時対策所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">NT2 変③ V-1-1-1 R1</p>		頁	1. 概要	1	2. 基本方針	1	3. 説明書の構成	1	4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	2	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備		ロ 発電用原子炉施設の一般構造		(1) 耐震構造	ロ-1	(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計		(2) 耐津波構造	ロ-21	(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計		(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計		(3) その他の主要な構造	ロ-50	(i) a. 設計基準対象施設		(c) 火災による損傷の防止		(d) 溢水による損傷の防止		ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備		(3) 非常用冷却設備	ホ-1	(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造		b. 重大事故等対処設備		チ 放射線管理施設の構造及び設備		(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	チ-1	(v) 換気空調設備		ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備		(3) その他の主要な事項	ヌ-1	(vi) 緊急時対策所		<p>記載の適正化 (整合性を確認 する設置変更 許可申請書の 明確化)</p>
	頁																																																					
1. 概要	1																																																					
2. 基本方針	1																																																					
3. 説明書の構成	1																																																					
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	2																																																					
五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備																																																						
ロ 発電用原子炉施設の一般構造																																																						
(1) 耐震構造	ロ-1																																																					
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計																																																						
(2) 耐津波構造	ロ-21																																																					
(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計																																																						
(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計																																																						
(3) その他の主要な構造	ロ-50																																																					
(i) a. 設計基準対象施設																																																						
(c) 火災による損傷の防止																																																						
(d) 溢水による損傷の防止																																																						
ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備																																																						
(3) 非常用冷却設備	ホ-1																																																					
(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造																																																						
b. 重大事故等対処設備																																																						
チ 放射線管理施設の構造及び設備																																																						
(1) 屋内管理用の主要な設備の種類	チ-1																																																					
(v) 換気空調設備																																																						
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備																																																						
(3) その他の主要な事項	ヌ-1																																																					
(vi) 緊急時対策所																																																						

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center; vertical-align: middle;">NT2 変③ V-1-1-1 R1</p> <p>1. 概要 本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年3月9日付け原規発第2203092号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）について示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文（五号）」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文）」、「設置変更許可申請書（添付書類八）」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文（五号）」に記載する順とする。 (3) 設置変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>前頁同様</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022年10月14日申請)	変更後	変更理由
-	<p style="text-align: center;">4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p style="text-align: center;">NT2 変③ V-1-1-1 R1</p> <p style="text-align: center;">2</p>	前頁同様

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文) 発電用原子炉施設の一般構造 発電用原子炉施設の一般構造の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(i) 耐震構造 本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置許可基準規則」という。)に適合するように設計する。</p> <p>(ii) 耐震構造 E(1)(E)①(以下「E1」)は、設計基準耐震設計の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設及び重大事故等時の状態での施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に於いて重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを目的とし、設備分類に応じた、以下の項目に基づく耐震設計を行う。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設(蒸気タービンを除く。) (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>2. 自然現象 2.1.1 地震による損傷の防止 2.1.1.1 耐震設計 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震(変更)許可を受けた基準地震動S₁(以下「基準地震動S₁」)という。)による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれない設計とする。 b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) 発電用原子炉施設の一般構造 発電用原子炉施設の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(i) 耐震構造 本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置許可基準規則」という。)に適合するように設計する。</p> <p>(ii) 耐震構造 E(1)(E)①(以下「E1」)は、設計基準耐震設計の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設及び重大事故等時の状態での施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に於いて重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを目的とし、設備分類に応じた、以下の項目に基づく耐震設計を行う。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設(蒸気タービンを除く。) (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震(設置)許可を受けた基準地震動S₁(以下「基準地震動S₁」)という。)による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれない設計とする。 b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width:30%;">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width:30%;">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th style="width:30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width:10%;">整合性</th> <th style="width:10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a-1) 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>(a-2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a-1) 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>(a-2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能(以下「使用済燃料プール」)の冷却機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能(以下「喪失した機能」)を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a-1) 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>(a-2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、上記(a-1)以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プール、冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>施設を除く。)及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。 重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地盤力に十分に耐えることができる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S₁ による地盤力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 b. 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能が重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)の(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画は、(1)(ii)a.~(1)(ii)c.の計画の(2.1.1(2)b.(a),(b),(c))に記載しており整合している。</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文) 重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針 (1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備は、基準地震動 S_s による地震力に対して、E(1)(ii)b.~d. 重大事故に発生おそれがある事故に対して、E(1)(ii)b.~d. 重大事故に発生おそれがあるおそれがないように設計する。</p> <p>建物・構築物については、構築物全体としての変形能力(終局耐力時の変形) について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し 妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設的安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) 重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 1.3-2 表に示す。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処設備の耐震設計の基本方針 (1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処設備は、基準地震動 S_s による地震力に対して、E(1)(ii)b.~d. 重大事故に発生おそれがある事故に対して、E(1)(ii)b.~d. 重大事故に発生おそれがないように設計する。</p> <p>建物・構築物については、構築物全体としての変形能力(終局耐力時の変形) について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し 妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認経済加速度等を越えていないことを確認する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設的安全機能が喪失した場合の影響の相対的程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 365 329 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="329 365 344 1780">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="344 365 359 1780">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="359 365 373 1780">整合性</th> <th data-bbox="373 365 388 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="388 365 537 1780"> <p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="537 365 685 1780"> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="685 365 834 1780"> <p>重大事故等対処施設については、施設の基本機能が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> </td> <td data-bbox="834 365 982 1780"> <p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="982 365 1130 1780"> <p>工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p> </td> <td data-bbox="1130 365 1383 1780"> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設については、施設の基本機能が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1552 365 1567 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1567 365 1581 1780">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="1581 365 1596 1780">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1596 365 1611 1780">整合性</th> <th data-bbox="1611 365 1626 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1626 365 1774 1780"> <p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="1774 365 1923 1780"> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> </td> <td data-bbox="1923 365 2071 1780"> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> </td> <td data-bbox="2071 365 2220 1780"> <p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2220 365 2368 1780"> <p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p> </td> <td data-bbox="2368 365 2620 1780"> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針</p>	<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																				
<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設については、施設の基本機能が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く)、常設重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 及び可搬型重大事故等対処施設に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																				
<p>c. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) 代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p>	<p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く) は、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設との間の地震力による地震力を適用するものとする。</p> <p>なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針 8. E(1)(ii)c.-①Bクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、E(1)(ii)c.-②共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、簡潔に目している地震動は、弾性設計用地震動S₁に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>E(1)(ii)c.-①Bクラス施設が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おこなわれ弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(1)(ii)c.-①a)に記載した「上記」に示す、代替する機能を有する設計基準事故等対処施設は、E(1)(ii)c.-①Bの「B」クラスの施設であり、かつ、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-①の「建物・構築物及び機器・配管系」を含んでおり整合している。</p> <p>E(1)(ii)c.-②は、設置変更許可申請書 (本文) のE(1)(ii)c.-②と同義であり整合している。</p>	<p>(1) 耐震設計の基本方針</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由	
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>d. 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S₂による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備は、水災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、東海第二発電所では、「1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に記載のとおり、立地的要因により洪水及び地滑りについては、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>d. S₁クラスの施設(以下に記載のものを除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>d. S₁クラスの施設(以下に記載のものを除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の計画 (1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p>
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>d. 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に処するため必要な機能が損なわれないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S₂による地震力を適用するものとする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)については、十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するよう設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>e. 可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備は、水災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、東海第二発電所では、「1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に記載のとおり、立地的要因により洪水及び地滑りについては、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>d. S₁クラスの施設(以下に記載のものを除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>整合性</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>d. S₁クラスの施設(以下に記載のものを除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動S₁による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機器等については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、(1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.5. 環境条件等</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備し</p>	<p>備 考</p> <p>設計及び工事の計画の計画 (1)(b)5.①(3)水、火災等の影響を受け、崩壊しない場所に適切に保管する。</p>

記載の適正化

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 e. Sクラスの施設 (f. に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また、基礎地震動 S₁、及び弾性設計用地震動 S_a による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>f. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。)</p> <p>g. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物)は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>h. 重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>1. 設計基準対象施設の耐震設計) に示す津波防</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 e. Sクラスの施設 (f. に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また、基礎地震動 S₁、及び弾性設計用地震動 S_a による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>f. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。)</p> <p>g. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物)は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>h. 重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>1. 設計基準対象施設の耐震設計) に示す津波防</p>	<p style="text-align: center;">設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 e. Sクラスの施設 (f. に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また、基礎地震動 S₁、及び弾性設計用地震動 S_a による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>f. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。)</p> <p>g. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物)は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>h. 重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>1. 設計基準対象施設の耐震設計) に示す津波防</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 e. Sクラスの施設 (f. に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 また、基礎地震動 S₁、及び弾性設計用地震動 S_a による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>f. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。)</p> <p>g. E(1)(h)E-①(重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物)は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>h. 重大事故等対処施設を津波から防護するための建設防波施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基礎地震動 S₁ による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>1. 設計基準対象施設の耐震設計) に示す津波防</p>	<p>記載の適正化</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類(八) 該当事項)</p> <p>和設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用心冷却設備等の弾性設計用地震動S_eと設計基準地震時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_eによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.2.1 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の種類・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>(9) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響を相対的に必要機能を損なわないように設計する。</p> <p>h, f(1)(ii)h-①上記b,及びd,の施設は、f(1)(ii)h-②Bクラス及びCクラスの施設、上記e,の施設、上記e,の施設、常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響を相対的に必要機能を損なわないように設計する。</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類(八) 該当事項)</p> <p>和設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用心冷却設備等の弾性設計用地震動S_eと設計基準地震時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_eによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.2.1 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の種類・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>(9) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響を相対的に必要機能を損なわないように設計する。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>和設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「イ.(ロ) に示す許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用心冷却設備等の弾性設計用地震動S_eと設計基準地震時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ.(イ) に示す許容限界を適用する。</p> <p>ハ、 Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「(1) 耐震設計の基本方針 h. 耐震重要施設及びf(1)(ii)h-①常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設が、f(1)(ii)h-②それ以外の常設の施設、(3)機械等を含む」の波及的影響による、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>【工事の計画のf(1)(ii)h-①は、設置変更許可申請書(本文)のf(1)(ii)h-②の「Bクラス及びCクラスの施設」、f.c.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設」、「e.可搬型重大事故等対処設備」、「常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設」を含んでおり整合している。</p> <p>【工事の計画のf(1)(ii)h-②は、設置変更許可申請書(本文)のf(1)(ii)h-②の「Bクラス及びCクラスの施設」、f.c.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設」、「e.可搬型重大事故等対処設備」、「常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設」を含んでおり整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類(八) 該当事項)</p> <p>和設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用心冷却設備等の弾性設計用地震動S_eと設計基準地震時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_eによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「1.3.2.1 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>1.3.2.1 重大事故等対処施設の種類・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>(9) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響を相対的に必要機能を損なわないように設計する。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>和設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「イ.(ロ) に示す許容限界を適用する。ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用心冷却設備等の弾性設計用地震動S_eと設計基準地震時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ.(イ) に示す許容限界を適用する。</p> <p>ハ、 Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の種類・配管系「(1) 耐震設計の基本方針 h. 耐震重要施設及びf(1)(ii)h-①常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設が、f(1)(ii)h-②それ以外の常設の施設、(3)機械等を含む」の波及的影響による、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>【工事の計画のf(1)(ii)h-①は、設置変更許可申請書(本文)のf(1)(ii)h-②の「Bクラス及びCクラスの施設」、f.c.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設」、「e.可搬型重大事故等対処設備」、「常設重大事故防止設備及び常設重大事故等対処設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設」を含んでおり整合している。</p>	<p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>1.3.2.5 設計における留意事項 1.3.1.5 設計における留意事項 「1.3.1.5 設計に当たっては、耐震重要施設」を適用する。 「1.3.1.5 設計に当たっては、耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。 なお、耐震重要度分類の下のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。 また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保養がなされていることを併せて確認する。</p> <p>E(1)(ii)h.③波及的影響の詳細に当たっては、敷地全体を併せた調査・検討を行う。E(1)(ii)h.④事業選定及び影響評価を行う。E(1)(ii)h.⑤なお、影響評価においては、上記b.及びd.の施設設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>設計及び工事計画 該当事項 1. 緊急時対策所建屋の簡略設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所建屋」に示す。 (5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス施設」という)は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 E(1)(ii)h.⑤波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平 2 方向及び傾斜方向の地震力が同時に作用する場合は影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 E(1)(ii)h.③この設計における評価に当たっては、敷地全体を併せた調査・検討を行う。ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設(資機材等含む)をいう。 波及的影響については、以下に示す(6)～(d)の4つの事項から検討を行う。 また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。 E(1)(ii)h.④常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に、安全機能を「安全機能」を「重大事故等対処施設」に読み替えて適用する。 E(1)(ii)h.⑤なお、影響評価においては、上記b.及びd.の施設設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 E(1)(ii)h.③(a) 設置地震及び地盤応答性状の相違等に起因する不等低下又は相対変位による影響 イ. 不等低下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等低下による耐震重要施設の安全機能への影響 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響 E(1)(ii)h.④(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、</p> <p>整合性 E(1)(ii)h.③は、設置変更許可申請書(本文)のE(1)(ii)h.③と同等であり、E(1)(ii)h.④は、E(1)(ii)h.④を具体的に記載しており、E(1)(ii)h.⑤は、E(1)(ii)h.⑤を具体的に記載しており、E(1)(ii)h.⑤の整合性を確保している。</p> <p>備考 p-19</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)</p> <p>1.3.2.5 設計における留意事項 1.3.1.5 設計における留意事項 「1.3.1.5 設計に当たっては、耐震重要施設」を適用する。 「1.3.1.5 設計に当たっては、耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。 なお、耐震重要度分類の下のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。 また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保養がなされていることを併せて確認する。</p> <p>E(1)(ii)h.③波及的影響の詳細に当たっては、敷地全体を併せた調査・検討を行う。E(1)(ii)h.④事業選定及び影響評価を行う。E(1)(ii)h.⑤なお、影響評価においては、上記b.、上記b.、及びd.の施設設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>設計及び工事計画 該当事項 1. 緊急時対策所建屋の簡略設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所建屋」に示す。 (5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス施設」という)は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 E(1)(ii)h.⑤波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平 2 方向及び傾斜方向の地震力が同時に作用する場合は影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 E(1)(ii)h.③この設計における評価に当たっては、敷地全体を併せた調査・検討を行う。ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設(資機材等含む)をいう。 波及的影響については、以下に示す(6)～(d)の4つの事項から検討を行う。 また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。 E(1)(ii)h.④常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に、安全機能を「安全機能」を「重大事故等対処施設」に読み替えて適用する。 E(1)(ii)h.⑤なお、影響評価においては、上記b.、上記b.、及びd.の施設設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 E(1)(ii)h.③(a) 設置地震及び地盤応答性状の相違等に起因する不等低下又は相対変位による影響 イ. 不等低下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等低下による耐震重要施設の安全機能への影響 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響 E(1)(ii)h.④(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、</p> <p>整合性 設計及び工事計画のE(1)(ii)h.③は、設置変更許可申請書(本文)のE(1)(ii)h.③と同等であり、E(1)(ii)h.④は、E(1)(ii)h.④を具体的に記載しており、E(1)(ii)h.⑤は、E(1)(ii)h.⑤を具体的に記載しており、E(1)(ii)h.⑤の整合性を確保している。</p> <p>備考 p-19</p>	<p>記載の適正化</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																								
<p style="text-align: center;">変更前 (2022/10/14 申請)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 20%;">整合性</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>f-21</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>f-21</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 20%;">整合性</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>f-21</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>f-21</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (最新の設置変更許可, 設計及び工事計画認可の内容を反映)</p> <p style="text-align: right;">f-21</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																							
<p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>																							
<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 【V-1-1-2-2 津波へ】工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>																							
設置変更許可申請書 (本文)	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																							
<p>(h) 重大事故等対処施設(耐津波設計) 重大事故等対処施設は、基礎津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設のうち津波から防護する設備を(2)(h)①「重大事故等対処施設」の津波防護対象設備とする。</p> <p>a. ...重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容は以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>																							
<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 (10.6.1.2.1 概要) 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設(貯留槽及び取水構造物)に対しては、「重大事故等対処施設」に規定する重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。... (1) 重大事故等対処施設(耐津波設計)の耐津波設計は、基礎津波及び設計基本対象施設(貯留槽及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基礎津波による潮上波を地上部から到達させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「(2)(h) a., b., c., d., e., f.」に記載している。 設計及び工事の計画では、設計書に「V-1-1-2-2 津波への配慮」に関する説明書にて、基礎津波の時刻歴及び基礎津波の時刻歴を記載しており、整合している。</p>	<p>f-21</p>																							

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																																																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="139 296 308 489">設置変更許可申請書 (本文)</th><th data-bbox="139 489 308 646">設置変更許可申請書 (添付書類八)</th><th data-bbox="139 646 308 804">該当事項</th><th data-bbox="139 804 308 961">該当事項</th><th data-bbox="139 961 308 1119">整合性</th><th data-bbox="139 1119 308 1276">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="308 296 691 489"><p>(b) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基礎建設に對して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれない設計とする。基礎建設の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="308 489 691 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="308 646 691 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p></td><td data-bbox="308 804 691 961"><p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p></td><td data-bbox="308 961 691 1119"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., b., c., d., e., f.)に記載している。 【工事の計画では、設計書(補V-1-1-2-2 津波)への配置に關する説明書にて基準津波の策定位置及び基準津波の時刻を整合している。</p></td><td data-bbox="308 1119 691 1276"></td></tr><tr><td data-bbox="691 296 914 489"><p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="691 489 914 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="691 646 914 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p></td><td data-bbox="691 804 914 961"><p>(1) 津波防護対象設備 a. 基礎津波に對する津波防護対象設備 また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処施設に對しても、設計基準対象施設と区画に必要ない機能が損なわれないおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が通常の事件現象であることを踏まえ、商業スクワスの施設(津波防護施設、浸水防止設備)及び津波監視設備を除く)を含めて津波防護対象設備(以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「②(ⅱ)①」基準津波に對した津波防護対象設備)という。)とする。</p></td><td data-bbox="691 961 914 1119"><p>【工事の計画の②(ⅱ)①】は、設置変更許可申請書(本文)の②(ⅱ)②(ⅱ)①を念ひており整合している。</p></td><td data-bbox="691 1119 914 1276"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p></td></tr><tr><td data-bbox="914 296 1386 489"><p>a. 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="914 489 1386 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="914 646 1386 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.2 設計方針 (1) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="914 804 1386 961"><p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p></td><td data-bbox="914 961 1386 1119"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p></td><td data-bbox="914 1119 1386 1276"></td></tr></tbody></table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八)	該当事項	該当事項	整合性	備考	<p>(b) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基礎建設に對して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれない設計とする。基礎建設の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., b., c., d., e., f.)に記載している。 【工事の計画では、設計書(補V-1-1-2-2 津波)への配置に關する説明書にて基準津波の策定位置及び基準津波の時刻を整合している。</p>		<p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>(1) 津波防護対象設備 a. 基礎津波に對する津波防護対象設備 また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処施設に對しても、設計基準対象施設と区画に必要ない機能が損なわれないおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が通常の事件現象であることを踏まえ、商業スクワスの施設(津波防護施設、浸水防止設備)及び津波監視設備を除く)を含めて津波防護対象設備(以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「②(ⅱ)①」基準津波に對した津波防護対象設備)という。)とする。</p>	<p>【工事の計画の②(ⅱ)①】は、設置変更許可申請書(本文)の②(ⅱ)②(ⅱ)①を念ひており整合している。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>	<p>a. 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.2 設計方針 (1) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1386 296 1555 489">設置変更許可申請書 (本文)</th><th data-bbox="1386 489 1555 646">設置変更許可申請書 (添付書類八)</th><th data-bbox="1386 646 1555 804">該当事項</th><th data-bbox="1386 804 1555 961">該当事項</th><th data-bbox="1386 961 1555 1119">整合性</th><th data-bbox="1386 1119 1555 1276">備考</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1555 296 1979 489"><p>(a) ②(ⅱ)a.(g)①-①重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="1555 489 1979 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="1555 646 1979 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p></td><td data-bbox="1555 804 1979 961"><p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p></td><td data-bbox="1555 961 1979 1119"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p></td><td data-bbox="1555 1119 1979 1276"></td></tr><tr><td data-bbox="1979 296 2617 489"><p>(b) 上記(a)の湖上波の到達防止に当たつての検討は、①(ⅰ).....設計基準対象施設に對する耐津波設計)を適用する。</p></td><td data-bbox="1979 489 2617 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="1979 646 2617 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p></td><td data-bbox="1979 804 2617 961"><p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p></td><td data-bbox="1979 961 2617 1119"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p></td><td data-bbox="1979 1119 2617 1276"></td></tr><tr><td data-bbox="2617 296 2813 489"><p>(c) ②(ⅱ)a.(g)①-①取水路、放水路等の経路から、重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p></td><td data-bbox="2617 489 2813 646"><p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p></td><td data-bbox="2617 646 2813 804"><p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p></td><td data-bbox="2617 804 2813 961"><p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p></td><td data-bbox="2617 961 2813 1119"><p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p></td><td data-bbox="2617 1119 2813 1276"></td></tr></tbody></table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八)	該当事項	該当事項	整合性	備考	<p>(a) ②(ⅱ)a.(g)①-①重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>		<p>(b) 上記(a)の湖上波の到達防止に当たつての検討は、①(ⅰ).....設計基準対象施設に對する耐津波設計)を適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>		<p>(c) ②(ⅱ)a.(g)①-①取水路、放水路等の経路から、重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>		<p>記載の適正化 (最新の設置変更許可, 設計及び工事計画認可の内容を反映)</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八)	該当事項	該当事項	整合性	備考																																													
<p>(b) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基礎建設に對して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれない設計とする。基礎建設の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., b., c., d., e., f.)に記載している。 【工事の計画では、設計書(補V-1-1-2-2 津波)への配置に關する説明書にて基準津波の策定位置及び基準津波の時刻を整合している。</p>																																														
<p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>(1) 津波防護対象設備 a. 基礎津波に對する津波防護対象設備 また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処施設に對しても、設計基準対象施設と区画に必要ない機能が損なわれないおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。 さらに、津波が通常の事件現象であることを踏まえ、商業スクワスの施設(津波防護施設、浸水防止設備)及び津波監視設備を除く)を含めて津波防護対象設備(以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「②(ⅱ)①」基準津波に對した津波防護対象設備)という。)とする。</p>	<p>【工事の計画の②(ⅱ)①】は、設置変更許可申請書(本文)の②(ⅱ)②(ⅱ)①を念ひており整合している。</p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>																																													
<p>a. 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.2 設計方針 (1) 重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>																																														
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八)	該当事項	該当事項	整合性	備考																																													
<p>(a) ②(ⅱ)a.(g)①-①重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>																																														
<p>(b) 上記(a)の湖上波の到達防止に当たつての検討は、①(ⅰ).....設計基準対象施設に對する耐津波設計)を適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>																																														
<p>(c) ②(ⅱ)a.(g)①-①取水路、放水路等の経路から、重大事故等対処施設等の耐津波設計 可搬型重大事故等対処施設、緊急避難施設等の敷設位置を第5.2.1.2.1図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 留取及び取水構造物を除く)を内包する車庫及び区画に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.1 概要 発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「重大事故等対処施設」は、基礎建設に對して重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないものとなつて、おそれがないこととを旨として、津波の襲来への流入防止、漏水による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多面性及び水位低下による重大事故等に對処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】(本文設計方針) 1. 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置(変更)許可を受けた基礎建設によりその安全性能又は重大事故等に對処するために必要な機能が損なわれないおそれがないよう、湖上への影響原因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に對して流入津波を設定するとともに津波防護対策設備に對する入力津波の影響を評価し、影響に對した津波防護対策を講じる設計とする。 <中略></p>	<p>具体的な内容は設置変更許可申請書(本文)「コ」②(ⅱ)a., (e), (b), (c)」に記載している。</p>																																														

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 1409 923 1787">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="314 1031 923 1409">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="314 653 923 1031">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="314 359 923 653">整合性</th> <th data-bbox="314 254 923 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 1409 923 1787"> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> </td> <td data-bbox="314 1031 923 1409"> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p> </td> <td data-bbox="314 653 923 1031"> <p>浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、放水路を経由した津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) 立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> </td> <td data-bbox="314 359 923 653"> <p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p> </td> <td data-bbox="314 254 923 359"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">p-23</p>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、放水路を経由した津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) 立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p>	<p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1552 1409 2160 1787">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1552 1031 2160 1409">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1552 653 2160 1031">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1552 359 2160 653">整合性</th> <th data-bbox="1552 254 2160 359">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1552 1409 2160 1787"> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1552 1031 2160 1409"> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p> </td> <td data-bbox="1552 653 2160 1031"> <p>置るとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合に、循環水ポンプ及び補機冷却系海水の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) する。立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> </td> <td data-bbox="1552 359 2160 653"> <p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p> </td> <td data-bbox="1552 254 2160 359"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">p-23</p>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>置るとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合に、循環水ポンプ及び補機冷却系海水の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) する。立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p>	<p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>		<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合、放水路を経由した津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) 立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p>	<p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>b. 取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①を満たす可能性を考慮の上、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。F(2)(H)b.②具体的には、「(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、潮水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「10.6.1.1.設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>置るとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグラウンドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ型床ドレン排水口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。</p> <p>なお、防潮堤の下部に存在する東海発電所の取水路及び放水路を閉鎖し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>放水路ゲートについては、敷地への潮上のおおそのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設 (MS-1) として設計する。なお、扉体にフラッグ式の小扉を設置することにより、放水路ゲート閉止後においても非常用海水ポンプの運転が可能となる設計とする。</p> <p>大津波警報が発表された場合に、循環水ポンプ及び補機冷却系海水の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入り津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p> <p>(2) 潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>a. 基礎津波における潮水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)</p> <p>(a) 潮水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、F(2)(H)b.①津波による潮水熱連続することによる浸水範囲を想定 (以下「浸水想定範囲」という。) する。立定水位と比し、当該範囲の境界における浸水の可能性のある管路及び受水口 (扉、開口部、貫通口等) について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある基礎津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設けるとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p>	<p>F(2)(H)b.①は、設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書 (本文) のF(2)(H)b.②の(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

Table with 5 columns: 変更前 (2022/10/14 申請), 変更後, 変更理由, and 備考. The table details design and construction plan approvals for a power-generating nuclear reactor, comparing an original application from 2022/10/14 with a revised version. It includes sections for '設置変更許可申請書 (本文)' and '設置及び工事の計画 該当事項', detailing safety measures like water level control and emergency power systems. The '変更理由' column notes '記載の適正化 (最新の設置変更許可, 設計及び工事計画認可の内容を反映)'.

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 359 329 1793">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="329 359 359 1793">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="359 359 388 1793">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="388 359 418 1793">整合性</th> <th data-bbox="418 359 448 1793">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 359 973 1793"> <p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="973 359 1383 1793"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="1383 359 1546 1793"> <p>合において貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>軽微の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="1546 359 1739 1793"> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p> </td> <td data-bbox="1739 359 1902 1793"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>合において貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>軽微の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 359 1567 1793">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1567 359 1596 1793">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1596 359 1626 1793">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1626 359 1656 1793">整合性</th> <th data-bbox="1656 359 1685 1793">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 359 1902 1793"> <p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="1902 359 2220 1793"> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="2220 359 2472 1793"> <p>合において貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> </td> <td data-bbox="2472 359 2620 1793"> <p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p> </td> <td data-bbox="2620 359 2816 1793"> <p>記載の適正化</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>合において貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																	
<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>合において貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>軽微の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>																		
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																	
<p>d. 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下による重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>合において貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通部、開口部等の全体を確保することにより、浸水評価に対して余裕を確保する設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水圧低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの設置が必要である。設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所であるS A用海水ピット取水塔の天端高さを入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がS A用海水ピット取水塔の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であるかを評価する。</p> <p>評価の結果、取水ピットの下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設けること、取水性を確保する設計とする。</p> <p>なお、大津波警報が発せられた場合に、引き波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>E(2)(ii) d. ② 緊急用海水ポンプについては、非常用海水ポンプが健全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時に、緊急用海水ポンプを運転したとしても、地上岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能であると見込まれる。</p> <p>非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>E(2)(ii) d. ③ 可搬型代替注水大形ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても、入力津波の天端高さより、取水性を確保できること、および、必要に応じて、設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)を設計書(本文)のE(1)(i)～E(1)(iii)に適用する。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)のE(2)(ii) d. ②の具体的な内容は「E(2)(ii) d. ②」(1)設計基準対象施設に対する耐津波設計に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>																	

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文) E(2)(H)d.③SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>該波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、緊急 用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替 注水中型ポンプの機能保持確認 基準仕様による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対 して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及 び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用 海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピット 塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管 及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保でき る設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプ及びE(2)(H)d.③緊急用海水ポン プは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合に於いても、輸 送中の異物逃し槽から浮遊物を排出することなく、機能を保 持できる設計とする。</p> <p>E(2)(H)d.③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代 替注水中型ポンプは、浮遊物の混入に対して、取水性能が 保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物と なる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物 となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用 海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞 が生じることがなく非常用海水ポンプの取水性確保並び び取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とす る。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることな く、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可 搬型代替注水中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水 ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性 が確保できる設計とする。</p> <p>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置 状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて 管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当 該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工 構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安 規定に定めて管理する。さらに、発前の評価結果に合格さ れない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ等 の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、 影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">p-26</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) E(2)(H)d.③SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に 対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>設置及び工事の計画 該当事項 E(2)(H)d.③は、設置 変更許可申請書(本文) のE(2)(H)d.③を具 体的に記載しており整 合している。</p> <p>(b) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、緊急 用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替 注水中型ポンプの機能保持確認 基準仕様による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対 して、取水口及び取水構造物が閉塞することなく取水口及 び取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用 海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピット 塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管 及び緊急用海水ポンプピットに対して通水性が確保でき る設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプ及びE(2)(H)d.③緊急用海水ポン プは、取水時に浮遊物が輸送に混入した場合に於いても、輸 送中の異物逃し槽から浮遊物を排出することなく、機能を保 持できる設計とする。</p> <p>E(2)(H)d.③可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代 替注水中型ポンプは、浮遊物の混入に対して、取水性能が 保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所敷地内及び敷地外で漂流物と なる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物 となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用 海水ポンプへの衝突並びに取水口及び取水構造物の閉塞 が生じることがなく非常用海水ポンプの取水性確保並び び取水口及び取水構造物の通水性が確保できる設計とす る。</p> <p>また、SA用海水ピット取水塔の閉塞が生じることな く、緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可 搬型代替注水中型ポンプの取水性確保並びにSA用海水 ピット取水塔から緊急用海水ポンプピットまでの通水性 が確保できる設計とする。</p> <p>発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置 状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて 管理する。また、隣接事業所の人工構造物については、当 該事業所との合意文書に基づき、隣接事業所における人工 構造物の設置状況を継続的に確認し評価する運用を保安 規定に定めて管理する。さらに、発前の評価結果に合格さ れない場合は、漂流物となる可能性、非常用海水ポンプ等 の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、 影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">p-26</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書(本文)の(2)(イ)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(1)設計基準対象施設」に示す設計を適用する。</p> <p>(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>重大事故等対処施設は、敷地に遡上する津波に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」第四十三條第一項第一号に適合する設計とする。敷地に遡上する津波の想定位置は、基準津波の想定位置と同じである。</p> <p>(1) 敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3に明記されていない。</p> <p>(2)(ii)F-①このため、敷地に遡上する津波に對する重大事故等対処施設の耐津波設計については、「設置許可基準規則」第四十三條の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法及び評価の観点の観点の観点に基き、(以下)「耐津波設計」とし、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3に明記されていない。このため、敷地に遡上する津波に對する重大事故等対処施設の耐津波設計については、「設置許可基準規則」第四十三條の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法及び評価の観点の観点に基き、(以下)「耐津波設計」とし、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3に明記されていない。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)の(2)(イ)F-①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用排水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(1)設計基準対象施設」に示す設計を適用する。</p> <p>(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p>重大事故等対処施設は、敷地に遡上する津波に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」第四十三條第一項第一号に適合する設計とする。敷地に遡上する津波の想定位置は、基準津波の想定位置と同じである。</p> <p>(1) 敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3に明記されていない。</p> <p>(2)(ii)F-①このため、敷地に遡上する津波に對する重大事故等対処施設の耐津波設計については、「設置許可基準規則」第四十三條の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3の規定を適用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方法及び評価の観点の観点に基き、(以下)「耐津波設計」とし、「設置許可基準規則」第四十條及び同規則別記3に明記されていない。</p>	<p>記載の適正化</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2022/10/14 申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>象徴的浸水防止設備として、E(2)(甲)④海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用ケーブル上原子炉建屋側本密原の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用ケーブル(立坑部)貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、E(2)(甲)④緊急用海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力遮断装置格納容器点検口浸水防止蓋、常設低圧注水系統格納容器点検口浸水防止蓋及び常設低圧注水系統格納容器点検口浸水防止蓋を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 敷地に遡上する津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 格納容器からの津波による浸水を考慮した浸水対策の考え方は「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性がある経路、浸水口がある場合には、地盤による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備を設置することとし、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」に記載する設備のうち、海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋を除く設備に加え、E(2)(甲)④原子炉建屋側外壁及び原子炉建屋本館扉を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 b. 敷地に遡上する津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の影響の防止 (b) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプの機能保持確認 <中略></p> <p>漂流物に対しては、防潮堤内側を含む発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合の評価を実施する。</p> <p>E(2)(甲)⑤また、防潮堤内側への津波の越流及び回流に伴い、防浪堤に付く。防潮堤内側の建物、構築物、設置物等が破損し、また、防潮堤内側への津波の越流及び回流により、防浪堤に付く。防潮堤内側の建物、構築物、設置物等が破損し、また、防潮堤内側への津波の越流及び回流により、防浪堤に付く。</p> <p style="text-align: right;">p-29</p>	<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基準対象施設の浸水防止設備として、E(2)(甲)④海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用ケーブル上原子炉建屋側本密原の設置並びに海水ポンプ室貫通部止水処置、原子炉建屋境界地下階貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用ケーブル(立坑部)貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、E(2)(甲)④緊急用海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力遮断装置格納容器点検口浸水防止蓋、常設低圧注水系統格納容器点検口浸水防止蓋及び常設低圧注水系統格納容器点検口浸水防止蓋を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 敷地に遡上する津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 格納容器からの津波による浸水を考慮した浸水対策の考え方は「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」と同じである。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性がある経路、浸水口がある場合には、地盤による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備を設置することとし、「a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策」に記載する設備のうち、海水ポンプ室ケータブル点検口浸水防止蓋を除く設備に加え、E(2)(甲)④原子炉建屋側外壁及び原子炉建屋本館扉を設置する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 b. 敷地に遡上する津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の影響の防止 (b) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプの機能保持確認 <中略></p> <p>漂流物に対しては、防潮堤内側を含む発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合の評価を実施する。</p> <p>E(2)(甲)⑤また、防潮堤内側への津波の越流及び回流に伴い、防浪堤に付く。防潮堤内側の建物、構築物、設置物等が破損し、また、防潮堤内側への津波の越流及び回流により、防浪堤に付く。</p> <p style="text-align: right;">p-29</p>	<p>記載の適正化</p>